（人事院規則一―三四の一部改正）

第十六条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表十五の表規則二二―三（倫理法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の職員の官職）の項及び別表二十の表規則一―七（政府若しくはその機関又は特定独立行政法人と外国人との間の勤務の契約）の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則一―五〇の一部改正）

第十七条　人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「第二十五条の規定による改正後の」及び「（次項において「改正後の規則」という。）」を削り、同条第二項中「改正後の規則」を「規則一六―〇」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第八条第一項中「第二十六条の規定による改正後の」及び「（次項において「改正後の規則」という。）」を削り、同条第二項中「改正後の規則」を「規則一六―二」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則九―五五―一一六の一部改正）

第十八条　人事院規則九―五五―一一六（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同規則」を「規則九―五五」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

告示

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十六年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十七年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

県名	郡名	市町村名
北海道	中川	中川町
	苫前	苫前町
		羽幌町
	枝幸	中頓別町
	礼文	礼文町
青森県	西津軽	深浦町
山梨県	北都留	丹波山村
長野県	北安曇	白馬村
		小谷村
	上水内	小川村
	下水内	栄村
京都府		福知山市
兵庫県		丹波市
奈良県	山辺	山添村
吉野		野迫川村
和歌山県	日高	日高川町
広島県		庄原市
徳島県	勝浦	勝浦町
		上勝町
	名東	佐那河内村
	名西	神山町
	海部	海陽町
		安芸市
高知県		香南市
	安芸	奈半利町
		安田町
		北川村
		馬路村
	長岡	本山町
		大豊町
	土佐	土佐町
	高岡	中土佐町
		檮原町
		日高村
		津野町
		四万十町
	幡多	大月町
		三原村
宮崎県	東臼杵	諸塚村
		西之表市
鹿児島県	大島	大和村

○農林水産省告示第六百十四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	二海	八雲町
	中川	中川町
	留萌	小平町
	苫前	苫前町
		羽幌町
		初山別村
	白老	白老町
青森県		五所川原市
	西津軽	深浦町
宮城県		石巻市
		気仙沼市
	刈田	七ヶ宿町
	黒川	大郷町
	本吉	南三陸町
秋田県		鹿角市
		大仙市
		北秋田市
	南秋田	五城目町
山形県		鶴岡市
	最上	鮭川村
	西置賜	飯豊町
福島県		相馬市
		南相馬市
	南会津	只見町
	河沼	会津坂下町
	大沼	会津美里町
	東白川	塙町
		鮫川村
茨城県		常陸大宮市
栃木県	下都賀	壬生町
	那須	那須町
群馬県		高崎市
		富岡市
埼玉県		熊谷市
		深谷市
千葉県		勝浦市
東京都		あきる野市